

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和8年10月9日（金） 8:45 ～ 8:55

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：木原 稔 内閣官房長官
中司 宏 国家公務員制度担当大臣
片山 さつき 財務大臣
上野 賢一郎 厚生労働大臣
城内 実 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
藤井 比早之 総務大臣
尾崎 正直 内閣官房副長官
中西 祐介 内閣官房副長官
露木 康浩 内閣官房副長官
岩尾 信行 内閣法制局長官

議事内容：

○木原官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。

8月7日に行われました人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いにつきましては、同日に第1回の会議を開催し、御協議いただいたところでありますけれども、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いし、取りまとめを行いたいと存じます。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○中司国家公務員制度担当大臣：一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、人材確保や職員全体の適正な処遇の確保の観点からも、勧告どおり改定する方針を決定し、早期に実施することが適当です。

一般職の職員の勤務時間及び休暇については、人事院勧告どおり、年次無給休暇の新設及び休日勤務に係る代休制度の見直し等を実施することが適当です。

特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当です。なお、引き続き、閣僚等が、国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与については、支給しないこととします。

なお、国家公務員の災害補償制度については、民間における災害補償制度との均衡を図るため、人事院の意見の申出どおり国家公務員災害補償法の改正により必要な見直しを実施することが適当であると考えます。

○木原官房長官：次に、財務大臣から御発言をお願いします。

○片山財務大臣：人事院勧告制度の趣旨や、「投資と賃上げの好循環」の実現を目指すという経済政策の方向性等を勘案し、国家公務員の人材確保が喫緊の課題であることも

踏まえ、政府全体として効率化が求められていることに留意しつつ、今回の勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○木原官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○藤井総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮して決定すべきものであると考えます。

また、地方公共団体における給与の適正化や適正な定員管理につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○木原官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○上野厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。

私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。

○木原官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○城内経済財政政策担当大臣：政府としては、成長戦略の起点となる賃上げの環境を整備し、2029年度までの間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇を賃上げのノルムとして定着させることとしております。国家公務員においても、民間企業等に伍する処遇改善などを進めることが重要と認識しており、本年の人事院勧告は、民間企業における賃上げの動きと整合的なものです。

人事院勧告の趣旨を尊重するとの基本的立場も踏まえると、勧告どおり給与改定を実施する方針を決定することが適切であると考えます。

○木原官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、これまでの検討状況を踏まえ、お配りいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りします。

これらについてご了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

それでは、これらの案については御賛同をいただいたものとして所要の進めることといたします。

それでは、給与関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

以 上